

2002年9月13日

「新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続き」に関する提言

国際協力銀行

新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続きに係る

パブリック・コンサルテーション 担当者 殿

坂元 一美 (ODA ウォッチャーズ)

一、名称について

本制度は、融資先が主体となって行うプロジェクトについて、JBIC 所定のガイドラインに関する不遵守事項の有無を申立てる趣旨と理解する。

一般に不服申し立てには、「処分庁に行く異議申立」と「上級庁に行く審査請求」の二種類がある。今回協議中の不服申立制度において、JBIC は事業主体ではなく、自己が提示したガイドラインの遵守・不遵守を判断する立場にあるのであり、「審査請求手続き」と名称を改めるべきである。

このことにより、JBIC が紛争の当事者でないことが、名称上も明確になる。(異議申立とは、紛争の当事者の一方が他方になす行為である。)

二、目的について

本制度が、事後的に紛争の解決を図る趣旨であるならば、単なる形式的審査によっては問題の解決にはならない。

公正・中立の立場から、「紛争の実際的解決を図る」ことを目的とするべきである。

三、補完性について

本制度は、JBIC が自己の基準に則り、可否を判断するものであり、その基礎は、ガイドラインという私法上の一般契約にある。このため、自己責任に基づく手続きであり、他の事象との重複・優先・補完の関係は理論上ありえない。

四、濫用防止について

本制度における調査とは、ガイドライン所定の項目に沿って、客観的に事実を調査・分析するものであり、遵守・不遵守の判断も、極めて技術的・客観的なものである。この過程に、政治的、競争的意図が含まれる余地は全くない。

五、並行二重手続の防止・一事不再理

補完性の所で述べたように、本制度は、JBIC 固有のガイドラインへの遵守・不遵守を JBIC 自身が審査するものであり、他者の動向を考慮する必要はない。また、もし考慮するならば、他事考慮として信義誠実に反する。

一事不再理は、審査主体の行為に、公的な「確定力」「不可争力」が認められる場合に論議されるもので、私法上の問題に適用されるべきものではない。

六、Equal Footing 配慮

所謂「Equal Footing」の配慮は社会的弱者の保護制度であり、業界の要望として馴染まない。

(以上)